2018.10.31

i メール

さわやか季節に山茶花

1. 労務管理　年次有給休暇の新ルール

先の国会で成立した働き方改革関連法が来年 4 月から順次施行されます。本稿では、その中の一つで、来年 4 月 1 日から大企業・中小企業に関わらず適用される年次有給休暇の新ルール「時季指定義務」について概説します。

1. 年次有給休暇取得の現状

年次有給休暇は、労働基準法により、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に付与される権利です。これまでも労使協定による計画付与や時間単位での取得、年次有給休暇取得を理由とする不利益取扱の禁止など、休暇を取りやすくする制度はありましたが、職場への配慮やためらいが実際の取得を阻害しており、近年の取得率は 5 割を下回るなど、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。

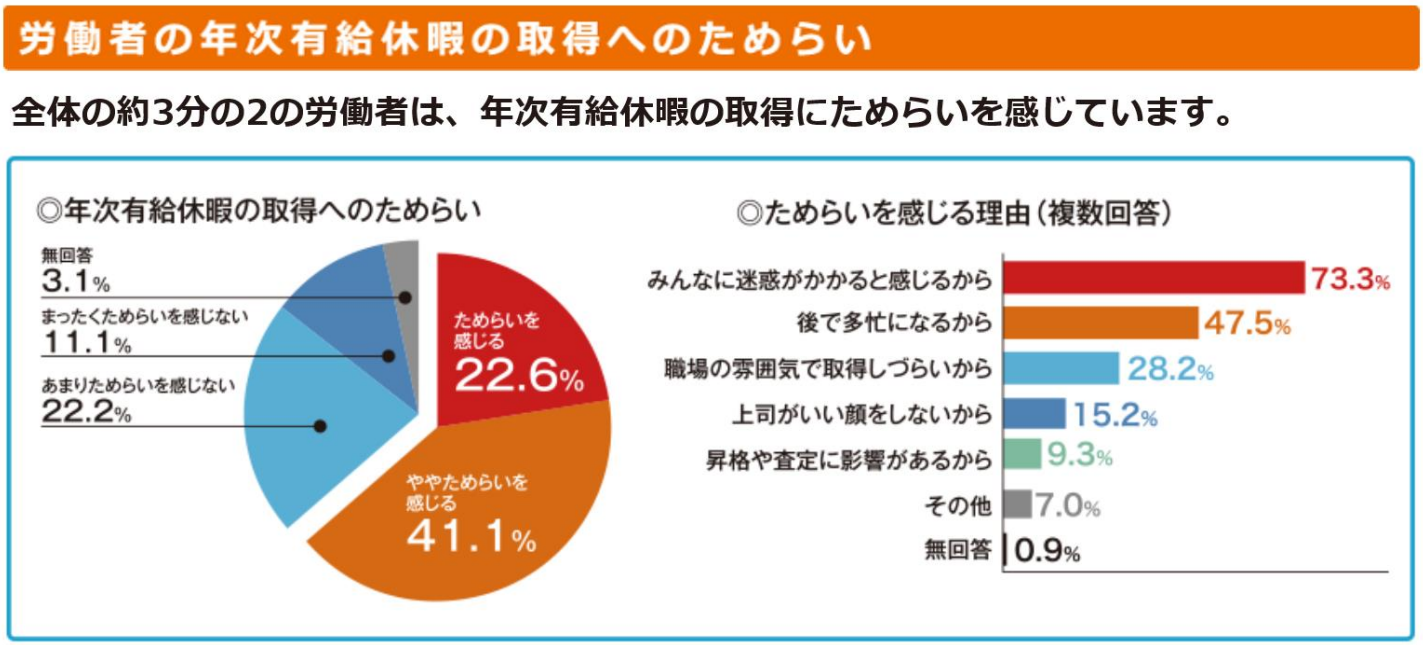

※厚生労働省ホームページ 年次有給休暇 紹介ページより

2. 新ルールの具体的な内容

年次有給休暇は次頁の表のとおり、継続勤務年数に応じた日数が労働者に付与されますが、新ルールでは“年 10 日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、5 日については、使用者が時季を指定して取得させる”ことが義務付けられます。具体的には、年次有給休暇を付与した日（基準日）から 1 年以内に 5 日について、使用者が時季を指定して与える必要があります。対象となる「労働者」にはパートタイマーなども含まれます。その他、法定の基準日と異なる制度を取り入れている場合については、それぞれ取扱いが異なりますので、詳細については、厚生労働省リーフレットなど

を併せてご確認ください。

（参考：https://www.mhlw.go.jp/content/000350327.pdf）

年次有給休暇の付与日数

通常の労働者の付与日数

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5 以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

	週所定労働日数	1 年間の所定労働日数	継続勤務年数						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5 以上
付与日数	4 日	169 日～216 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
	3 日	121 日～168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
	2 日	73 日～120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
	1 日	48 日～72 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合
※厚生労働省ホームページ　年次有給休暇　紹介ページより

※また、法定の基準日より早く休暇を付与している場合は、当然、基準日も前倒しされます。

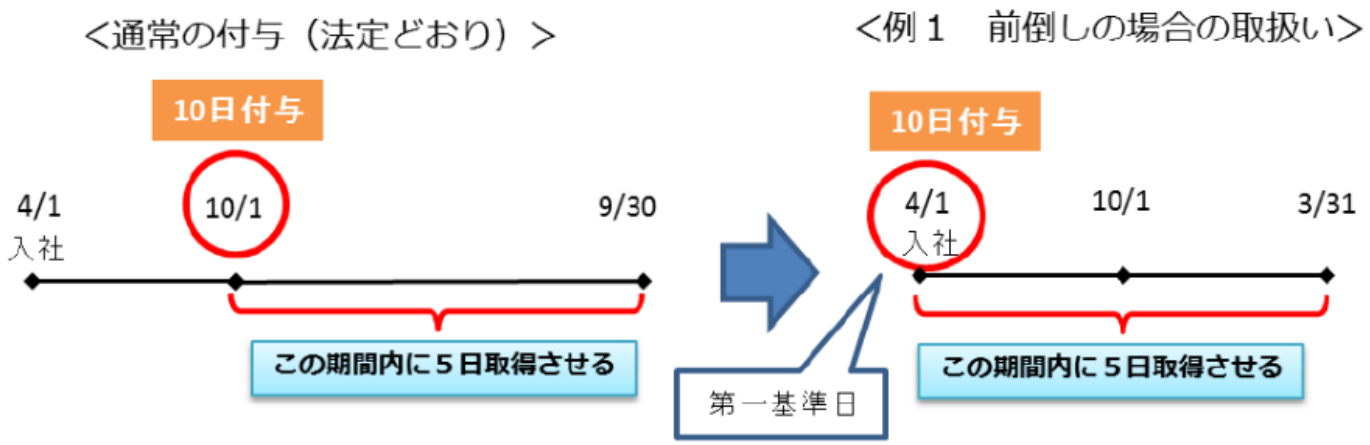

3. おわりに

年次有給休暇の取得率が低調な中でスタートする今回の新ルールは、会社としては、単に労働者に年次有給休暇を取得させるだけでなく、年次有給休暇の付与状況について、労働者毎に「時季」「日数」「基準日」を明らかにした書類を作成・保存する義務も課せられるため、事務負担も増えそうです。そのようなことから、施行直前になって慌てることが無いよう、現時点から会社としての対応方法を検討しておくと良いでしょう。

2. 両立支援　子育ての状況と両立支援について

本年 9 月、厚生労働省は『平成 28 年社会保障を支える世代に関する意識調査』の結果報告書を公表しました。この調査は、社会保障を支える世代の就業・子育て・親への支援に関する状況の実態や、社会保障制度に対する意識を取り纏めるために行われています。今回は、この報告書の子育ての状況についての調査結果を踏まえながら、両立支援の考え方についてご案内します。

1. 子育ての状況

子ども（別居の子どもを含む）のいる方を対象とした「子育てと仕事の両立について、どのように感じているか」をみると、男女ともに「仕事が忙しくて、十分な子育てができない」が最も多く、男性では 53.9%、女性では 25.5%となっています。また、就学前の子どもがいる方を対象とした「子どもに費やす時間（平日）」をみると、男性の希望する時間では「3～5 時間」が 37.5%と最も多くなっていますが、実際の時間では「3～5 時間」は 15.5%で 4 番目となっており、「1～2 時間」が 32.8%と最も多くなっています。一方、女性の希望する時間は「5～7 時間」が 32.1%で最も多くなっており、実際の時間も「5～7 時間」が 20.3%と最も多くなっています。しかし、女性の雇用区分ごとに実際の時間をみると、正規では「3～5 時間」が 43.6%と最も多く、非正規では「6～7 時間」が 29.7%で最も多くなっており、正規で就業している女性は希望する時間とは相違していることが見て取れます。両方の集計も共に、20～49 歳の方を対象とした調査結果となっておりますが、その層が理想とする「幼児期の子育てと働き方」は以下のようになっています。総数で見ると、「片働きで、一方が主に子育てを行う」が 39.3%で最も多く、「共働きで子どもを保育所等に預ける」が 34.9％で次点となっています。しかし、世代別にみると 30 代より下の世代は逆転して「共働きで子どもを保育所等に預ける」の方が多くなっており、若い世代ほどその傾向が強くなっています。

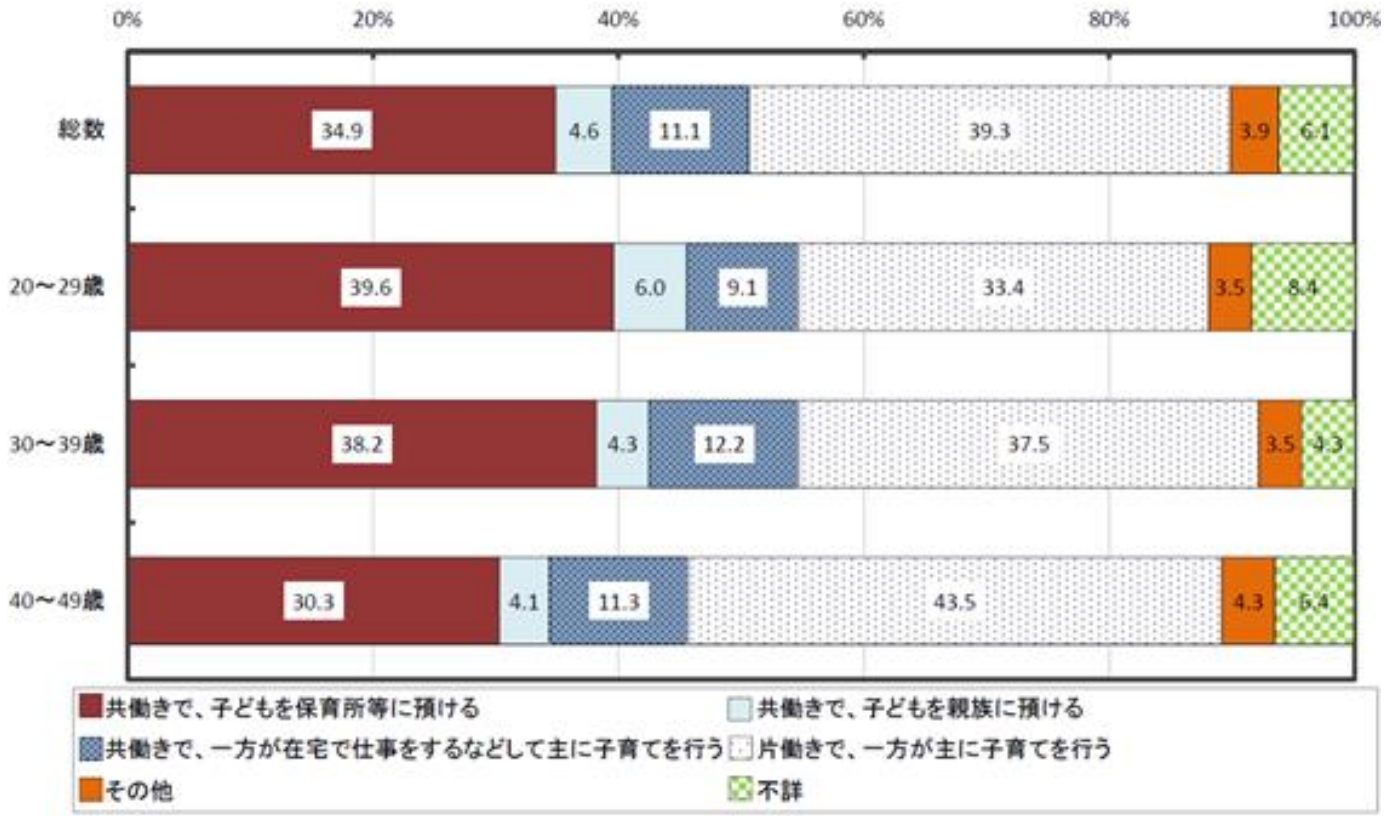

※厚生労働省『平成 28 年社会保障を支える世代に関する意識調査』より

2. 企業に求められる両立支援

前述の調査結果を見るに、「仕事が忙しい」ため十分に子育てができない、ひいては子供に費やす時間が取れないという傾向にあると共に、これからの労働力を担っていく若い世代ほど、「共働きで働きたい」という希望が強くなっています。　労働力確保が困難になっている今、企業の魅力を示し採用や定着につなげていくことが、注視されています。その一つの道筋として、今回の調査結果を踏まえながら、「労働時間の調整が可能である」「共働きが実現可能である」といったような子育てをしやすい働き方ができる環境を整えることについて検討してみると良いかもしれません。

3、子育てと仕事の両立の“現実”について

男性と女性の視点ではどれほどの差があるものなのでしょうか。厚生労働省発表のデータがありますので、ご参照ください。

【性別にみた子育てと仕事の両立】

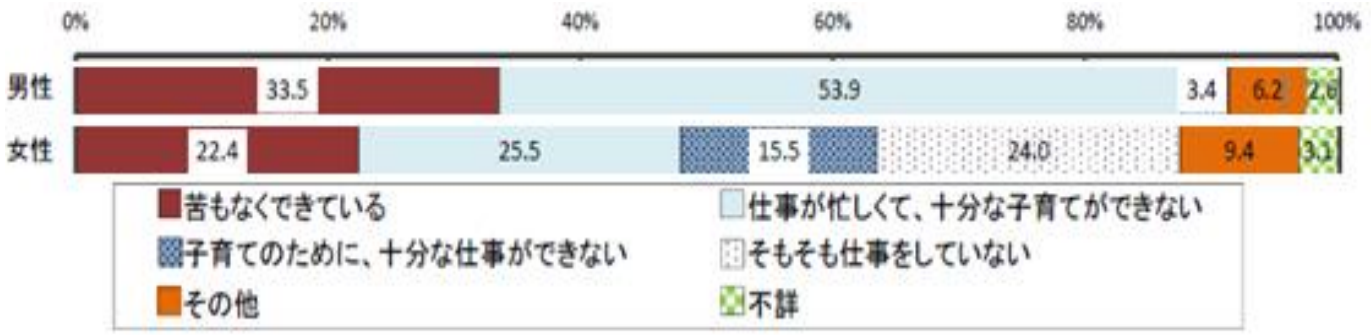

厚生労働省『平成 28 年社会保障を支える世代に関する意識調査』より

「柿とみかん」実りの秋、到来。

ご意見・ご質問は、お気軽にお問い合わせください。次号は 11 月 30 日に配信いたします。（石田久男）

発行元：石田労務管理事務所
発行人：石田久男
発行日：月1回＋不定期

ISHIDA labor management office
〒107-0061 東京都港区北青山2-10-17 SOHO北青山103号
[電話] 03-5410-0789 [FAX] 03-5410-0790